

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：令和4年5月24日（火）

午前10時から午前11時20分

場所：佐久市議会棟 全員協議会室

委員：出席9名

傍聴者：なし

進行：文化振興課企画幹

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長職務代理あいさつ

4 会議事項（事務局説明、質疑、意見等要約）

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定、同条例第41条第3項の規定により、会長職務代理が議長を務める。】

議長： 「（1）協議事項」について、「①佐久市指定有形文化財の指定について」のうち「ア藤ヶ城跡井戸の市有形文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「ア藤ヶ城跡井戸の市有形文化財の指定について」、【資料1】により説明。

議長： それではただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、挙手によりご発言をお願いします。

それではないようですので、佐久市文化財保護条例第42条第3項の

規定により「藤ヶ城跡井戸」の市指定有形文化財への指定について採決をはかります。採決の方法は、挙手によることといたします。

それでは、指定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

議 長： 満場一致ですので、佐久市文化財保護審議会として「藤ヶ城跡井戸」を市指定有形文化財に指定することを認め、その旨を答申することとします。

なお、答申の書面につきましては、事務局に作成をお願いし、会長または私の方で確認することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長： それではそのようにさせていただきます。本件に関する協議は以上とします。

続いて、「イ八風山遺跡群出土品の市有形文化財の指定について」、事務局よりお願いします。

【吉岡教育長から臼田会長職務代理に対して八風山遺跡群出土品の文化財指定について諮問】

議 長： ただいま当審議会に諮問をいただきましたので、改めまして、本件に関する審議を進めてまいります。事務局より説明願います。

【各委員に諮問書の写しを配付】

事務局： 「イ八風山遺跡群出土品の市有形文化財の指定について」、【資料2】により説明。

議長： ただいまの事務局からの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

委員： 八風山遺跡群は、今、分布調査の段階で大体何地点ぐらいで構成されているのでしょうか。

事務局： 八風山遺跡群は広いエリアですが、発掘調査は八風山Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ地点の3ヶ所で実施されましたが、その他に遺物が包含されている場所であろうと推測される場所もあり、遺跡の本当の広がりには把握できていません。

委員： 指定調書の中では八風山Ⅱ地点と、ⅣB地点の説明がありました。表に八風山Ⅰ地点に完成品の石槍が記載されています。これは指定調書の中ではどれに該当しますでしょうか。

事務局： Ⅰの方は石槍を21点指定しますが、ⅣB地点とほぼ同一内容でしたので、含めた形で説明させていただきました。

委員： ⅣBのところでは復元された完成品ということで、次の段階に行き、「長さ十数 cm の石槍」というところに、このⅠ地点の資料が関わっているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： Ⅰの石槍も最終段階の完成品はほとんどありません。途中でやはり割れていて、その場に置かれ捨てられたものが21点で、良い資料を含めてカウントしています。

委員： 石器群の指定ということで、そのまとまりがどのような意味を持っているのかということが重要ですが、今回の八風山遺跡群の石器は、やや幅を持った原産地でこの石材が利用され、多くの種類の石器の存在、原石から石器製作工程が辿れる一括資料であるという評価でよろしいでしょうか。

事務局： そのような評価になります。

議長： 一つ確認させていただきたいのですが、調書の中に、石器の名称が出てきており、この石槍の中心である石器の形態に関しては、名称として「尖頭器」という言い方もあり、私がかつて下茂内遺跡で調査した時の報告書では槍先の形をした「槍先型尖頭器」という名称を使っていました。最近、一般書などでは噛み砕いた言葉で「石ヤリ」と記載されておりますが、漢字で「石槍」と書いて用いているのは正式な報告書の中で「石槍」と使っているからでしょうか。

事務局： 名称に関しては佐久市教育委員会の報告書の名称をそのまま使用しています。専門的には様々な名称がありますが、今回はあくまでも報告書に準拠した形で使用しました。

議長： 他にご意見はございませんでしょうか。

事務局： 調書でご指摘いただいた点については修正させていただきます。

議長： 委員から意見があった内容に関しては、口頭により回答がありましたが、その内容については調書の中に織り込んでいきたいと思えます。

続いて、出土遺物の確認を行いたいと思えます。

【委員による八風山遺跡群出土品の確認】

議長： この件に関しまして、追加資料要望ありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

それではないようでしたら、この件の協議は終了とします。

事務局： ただいまの追加資料の件につきまして、修正した調書を皆様に送らせていただいて、内容確認をしていただきたいと思えますので、また

次回の審議会にてご意見をいただくような形を考えたいと思います。

議 長： それでは次に「②『田野口藩陣屋日記』の冊子刊行について」、事務局から説明願います。

事務局： 「②『田野口藩陣屋日記』の冊子刊行について」、【資料3】により説明。

議 長： ただいまの件につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委 員： 手元に刊行本がありますが、すでにこの刊行本の中に、同和関連の表記があったということでしょうか。

事務局： 前回の審議会で令和3年度に刊行する旨をお伝えしましたが、今回の刊行分には同和関連の表記がなかったので、そのまま刊行しました。

今後進めていく中で、当然そのような記載は出てくると思いますので、そういったときに備えて今回方針を示させていただきました。

議 長： 確認ですが、この前の説明にもありましたように、これは今後3分冊ということですので、その第1分冊という理解でよろしいでしょうか。

事務局： 皆様のお手元の刊行本は『田野口藩陣屋日記』の天保7年正月から6月までの翻刻になります。天保7年の1年分だけでかなりの量がありますので、皆様に見ていただく点から考えると、厚さを考慮して3分冊にするのが適当であるという判断に至りました。令和4年度は続きの7月から10月まで、令和5年度は予算の状況にもよりますが、11月から12月までを刊行する予定です。

委員： 奥付を見ますと、編集は市の教育委員会と記載されていることから、教育委員会で責任を持ち、解説については、最初の「刊行にあたって」を読むと、「臼田古文書を読む会」が行い、そして印刷をするということで、教育委員会ももちろん目を通すことになるかと思えます。「臼田の古文書を読む会」の講師が尾崎行也先生であり、尾崎先生は長年に亘って、部落差別をなくすために努力をしてきた研究者でありますので、尾崎先生が関わっているということになれば問題はないと思えます。ただ尾崎先生も高齢になっていますので、これから先、古文書を読む会を指導し、最終的にはこの刊行本の監修者になるかと思えますが、そういうところで責任を持つ人を継承していかないと、この刊行は中断せざるを得ないように思いますので、ご検討ください。

議長： 将来的なことを見据えて、これから刊行を進めていくということで、その点も考慮していただきたいと思えます。

他にご意見はございませんでしょうか。

ないようですので、ただいまの事務局の説明にありました取り扱いにより運用することとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

議長： はい、ありがとうございます。

委員の皆さんの賛同をいただきましたので、その取り扱いによりまして、運用するようお願いいたします。

続いて、「(2) 報告事項」の「①市名勝『皎月原』内への社祠台座の設置予定について」、事務局から説明願います。

事務局： 「①市名勝『皎月原』内への社祠台座の設置予定について」、【資料4】により説明。

議 長： ただいまの件につきましてご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

ないようですので「（２）報告事項」につきましては以上とします。

最後に「（３）その他」ですが、前回の審議会の時に、委員より「佐久市における古文書の管理の状況について」のご質問がありましたので、このことに関して事務局より説明願います。

事務局： 「佐久市における古文書の管理の状況について」、口頭により説明。

議 長： 古文書の保管場所や閲覧方法について説明がありましたが、ご意見等ありますでしょうか。

委 員： 文字のある時代があまり詳しくなく、佐久市で非常にシステムティックに管理されていることを聞いて感動しました。まだ県内でも行政文書、古文書両方を管理して、特に行政文書の情報公開ということに関しては、県内でも実践例がそんなに多くはないと思いますので、ぜひ佐久市の経験等を参考にさせていただきたいなと思ったと同時に、もし相談があったときには、佐久市の文化財事務所を紹介させていただきます。

議 長： この件に関しまして他の委員の方でいかがでしょうか。

委 員： 私は『佐久市志』編纂時に近世の千曲川の水害の箇所を一部担当しまして、その時に北桜井の方が所有していた桜井新田村関係の史料を使用させてもらいました。それを最近見たいということになり、所蔵者のお宅へ行きましたが、その資料が見当たらなくなってしまいました。しかし、たまたま私が昔使った資料を見ていたら、その史料のコピーが出てきまして、そのコピーを差し上げました。たまたま私が市で収集したコピーをまたコピーして持っていったから差し上げられま

したが、その原本を今佐久市が管理しています。今、原文書がなくなってしまうと、佐久市が持っているコピーや写真の資料が本当に大事になってきます。そのような時代になってきました。

これからは今まで収集してきたものの保管も重要ですが、災害等があった場合に古文書が散逸してしまう可能性もあります。それを少しでも減らすために、最終的には公文書館のようなしっかりとした施設を作ってほしいという要望もありますので、それを検討することが必要な時代になってきたと思っています。

委員： 五郎兵衛記念館については、寄贈資料については申請があるとその場で写真撮影は許可されますが、コピーはおそらく取らせてはいたくないと思います。あの原文書はコピーを取ると劣化してしまうので、写真撮影に限定しています。五郎兵衛記念館には7万点の古文書が保管されていますが、寄託資料はやはり閲覧や写真撮影には所有者の許可が必要になります。特に土屋家の池坊の関係の古文書については、もし閲覧希望がある場合は許可を得ています。なかには自治体誌を編纂する時に古文書を借りて、コピーを取りましたが、そのコピーを編纂後に廃棄してほしいと言って来られる方もいますので、寄贈の場合は自由に扱えますが、寄託等については所蔵者の許可が必要になってきます。

五郎兵衛記念館の素晴らしいところは、収蔵庫にある古文書が桐の箱に入っているというところです。さらに古文書が今後も良い状態で保管されるように、毎年1週間は燻蒸を行っています。

議長： 古文書について、他の委員の方はいかがでしょうか。
ないようですので、他の件でご発言をお願いします。

委員： 皆様のお手元に漫画を配付しましたが、新海三社神社を題材としているものとなります。こちらは新海三社神社で昨年作られたもので、宮司の方の監修によって、佐久市のプロの漫画家の方が神社の成り立ちや佐久市の田口という地名の由来などを、噛砕いて漫画によって描

かれたものです。これを読みますと、子供でも神社や田口地区のことがわかり、一般の方が文化財保護意識を高めたりするためにもこういった形で歴史的なことを広めていくのも一つの方法であると思い、一例として本日持参しました。どうぞご覧ください。

事務局： これはどこに置いてあるのでしょうか。

委員： これは神社で1月から販売しています。

事務局： 私も以前にもらって読みましたが、大変面白かったと思います。漢字が読みにくいので、ふりがながふってあってとても良かったです。

委員： 小学校が統合されますので、そちらの児童にも無料で配付したいと神社では考えているようです。

事務局： それは全員にでしょうか。

委員： 佐久市教育委員会に相談の上、決定するようです。このような取り組みも面白いと思い、紹介させていただきました。

議長： 新海三社神社の文化財が漫画で紹介されるということは今までなかったように感じます。

委員： 一般的にはこのようなもので興味を持って、さらに古文書を読もうとなったり、あの文化財に行ってみようとなったりしますので、きっかけとしては大変良いと思います。

議長： 何十年も前ですが、小学館の『まんが日本の歴史』という本があり、とても人気でした。小学校の教員時代に、児童たちが借り続けてなかなか読めない時代がありました。いつでも漫画というものは新鮮であると感じます。

委員： これは新海三社神社の神様のことを中心に描いたものかと思えます。明治維新の神仏分離令までは新海三社神社は三つの系統で守られていました。一つは「神長」で神主の一番の位の高い人になります。次に「神人」で、これは山宮家になります。もう一つは神仏習合の時代であったことから「神宮寺」になります。これらが一緒になって維持管理をし、「神人」は祭礼の執行については全部責任を持つことになっていました。また神社内にある建物等の修繕などの維持管理を全て行っていました。このような意味で「神長」、「神人」、「神宮寺」は絶対に必要なものでしたが、この漫画の新海三社神社境内案内図があり、三重塔がありますが、これは元々神宮寺のものでした。東本社から右側には何も描かれていませんが、ここが全部神宮寺の敷地でした。神宮寺は、今は雨川の方へ移転し、上宮寺という名前で残っています。「新海三社神社古絵図」というものには神宮寺があった当時の様子が詳しく描かれています。現在、諏訪で神仏習合の動きがありますが、できたら明治以降のことではなくて、中世のことも含めて漫画に描かれれば良いと思いました。

委員： 本日『史跡龍岡城跡整備基本計画』が配られています。佐久市はこういう城跡や井戸などがよく残っていて、指定できることがとても羨ましい限りです。私も今悩んでいます。小学校の授業でギガスクールということで、ノートパッドの使用やインターネット系の授業が始まっています。私の自治体でも今検討しようかと思っています。例えば、今回指定に関して答申した「藤ヶ城跡井戸」は小学校のすぐ近くにあることが大きなメリットであると思います。おそらくその小学校の校舎も含めたところに当時の城跡や館跡などがあり、コンピュータ上に復元の絵を重ねることで、井戸の場所も示すことができれば、例えばノートパッドを持ってそこに行くと、自分が当時のお城のどこに立っているのかがわかるというような授業で使える素材になるのではないかと思います。同じように龍岡城跡や新海三社神社についても、絵地図等があるかと思います。授業で文化財を見学に行くと、そこに自分が立っているというようなソフト、あるいは写真によ

る位置情報だけでも良いと思いますが、そのように活用されると、今回のケースはとても良い答申であり、保存にもつながると思いました。おそらく学校の先生方もギガスクールの授業の方法について一生懸命悩んでいるかと思しますので、文化財事務所の方から学校教育に提供できる教材になるのではないかと感じました。

議長： 指定された文化財を学校教育の中に活用していただきたいと思えます。

事務局： 先日テレビ番組で、外国の方が街を散歩して、自分が今居るところが古地図でどこに当たるかを見ていたところが放映されていたが、そのような方法を使用すると、とてもその街に興味を湧くのではないかと思います。

委員： スマホやタブレットなどを持っているだけで、いろいろと体感できるのではないかと思います。

事務局： そのソフトはおそらく自分達で費用を投じて作成しなければならないと思いますが、ギガスクールに関して検討していく必要があると思えます。

議長： 龍岡城跡の整備事業の中でも、将来的にはご発言いただいた内容のことについても提言されており、今後検討していく必要があると思えます。

事務局： 龍岡城跡保存整備委員会でも議論になったように、街並み全体のジオラマを作って、そこを散歩していくと、さまざまなことが見えてくると思えます。そのようなギガスクールの端末的なもの、ICTを本活用する時代であることは十分認識しています。

委員： 絵地図で探検だけでも楽しいと思います。

事務局： 今はドローンもありますので、特に龍岡城は、上空からの動画が撮れ、活用できるのではないかと思います。

議長： 他にご意見はありますか。
ないようですので、事務局から何かありますか。

事務局： 前回の審議会で、香坂山遺跡の調査について説明いたしましたが、本日の午後に、第1回の調査指導委員会が開催されますので、ご承知おきください。

議長： ただいまの事務局からの発言について、ご質問等がありましたら、お出してください。
ないようですので、これで本日の会議事項は終了とさせていただきます。
以上をもちまして議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

5 閉 会